

令和元年6月市議会定例会
副市長承認議案説明

承認議案につきまして、御説明申し上げます。

本日提案いたしました承認議案は、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したもので、同条第3項の規定によりまして議会の承認をお願いするものでございます。

初めに、承認第1号 平成30年度長野市一般会計補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ3億3,853万3千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ1,574億3,702万7千円としたものです。

以下、その内容について、御説明いたします。

まず、歳出におきましては、退職手当の年度間の平準化を図るため及び、基金運用収入の確定に伴い、職員退職手当基金への積立金2億5,013万8千円、寄附金額及び基金運用収入額の確定等に伴い、ふるさと応援基金外6基金への積立金7,454万3千円、国庫負担金の減に伴う授産施設特別会計への繰出金1,385万2千円をそれぞれ増額するものです。

次に、歳入におきましては、これらの歳出に要する財源といたしまして、分担金及び負担金、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入をもって充当するものです。

第2表の繰越明許費補正につきましては、農業基盤整備事業補助金外5事業を追加したほか、道路維持事業（舗装修繕）外6事業を増額し、篠ノ井総合市民センター建設事業（支所分）外48事業を減額したものです。

次に、承認第2号 平成30年度長野市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予

算は、事業勘定におきまして、歳入歳出それぞれ 34 万 7 千円を増額したものです。

これは、基金運用収入の確定及び貸付金元金収入の増により、住宅新築資金等貸付事業債償還準備基金への積立金を増額したものです。

次に、承認第 3 号 平成 30 年度長野市授産施設特別会計補正予算は、歳入財源についてのみ同額を増減したものです。

これは、利用者数の減に伴い、国庫負担金を減額し、一般会計からの繰入金と同額増額したものです。

次に、承認第 4 号 長野市市税条例等の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成 31 年 3 月 29 日に公布され、その一部が同年 4 月 1 日及び 6 月 1 日から施行されたことに伴い、長野市市税条例及び長野市都市計画税条例においても、同日から施行すべき部分について改正を行い、専決処分したものです。

これは、ふるさと納税制度の健全な運営を図るため、個人市民税の寄附金税額控除のうち特例控除額の対象となる寄附金の範囲について、総務大臣が指定する都道府県、市区町村に改めたこと及び消費税率 10%が適用される住宅取得等について、住宅借入金等特別税額控除の控除期間を 3 年間延長したものです。

以上、承認議案について、御説明申し上げます。

何とぞ、御承認のほど、よろしくお願い申し上げます。